

藤美苑・特別養護老人ホーム利用のめやす（月額）

（令和6年6月より）

利用者負担段階		要介護	2・4人部屋	個室（従来型）	
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	要介護3	39,182	48,782	
		要介護4	41,739	51,339	
		要介護5	44,259	53,859	
第2段階	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,650万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	要介護3	52,982	54,482
			要介護4	55,539	57,039
			要介護5	58,059	59,559
第3段階①	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,550万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	要介護3	60,782	74,282
			要介護4	63,339	76,839
			要介護5	65,859	79,359
第3段階②	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身500万、夫婦1,500万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	要介護3	82,082	95,582
			要介護4	84,639	98,139
			要介護5	87,159	100,659
第4段階	上記以外の方	介護保険が1割負担の方	要介護3	99,182	108,662
			要介護4	101,739	111,219
			要介護5	104,259	113,739
		介護保険が2割負担の方	要介護3	129,364	138,844
			要介護4	134,477	143,957
			要介護5	139,518	148,998
		介護保険が3割負担の方	要介護3	159,545	169,025
			要介護4	167,216	176,696
			要介護5	174,777	184,257

【上記費用について】<1ヶ月の費用（30日分として）計算>

* ご本人の介護度、ご利用の居室（部屋）及びご本人の所得や世帯の課税状況により、ご利用料金の負担段階が異なります。

負担限度額認定（第1段階から第3段階）については、お住まいの市区町村役場へお問い合わせ下さい。

介護保険の負担割合につきましては、お手持ちの介護保険負担割合証にてご確認下さい。

* 上記には、介護保険の1割又は2割負担・3割負担、食費、居室料及び精神科医療養指導加算看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、福祉施設処遇改善加算Ⅰ、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算Ⅲ、個別機能訓練加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、排せつ支援加算、科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算が含まれます。

【その他の費用について】

- *入所後 30 日迄の初期加算、及び該当されれば経口維持加算Ⅱを算定します。
- *外泊または入院の翌日から 6 日間（月をまたいで連続した場合は 1 2 日間）は入院・外泊加算を算定します。
- *外泊または入院中においても、居住費（お部屋代）は請求させていただきます。
- *毎月 金銭管理サービス費（1,000 円）が自己負担としてかかります。
- *利用者のご状態と同意により別途「排せつ支援加算」「褥瘡マネジメント加算」を算定します。

<利用に応じて発生する保険外サービス費>

- ※喫茶くつろぎ（週一回）→1 品 100 円
- ※夕食時選択食イベント（約三月に一回）→1 品 100 円
- ※外出イベント参加の場合の飲食代→自己負担
- ※床屋（原則 月一回・移動理美容室たんぽぽ（外部からのサービスとなります））
 - カット・ブロー →2,500円
 - カット+シャンプー+ブロー →3,100円
 - 毛染め（カット、シャンプー、ブロー付）→6,500円
 - 毛染めのみ（シャンプー、ブロー付）→5,200円
 - パーマ（カット、ブロー付）→6,900円
 - 顔そり（ブロー付）→1,500円

<医療費について>

※福祉給付金資格者証をお持ちでない方など医療費の自己負担がある方は別途医療費が発生しますが、施設で一旦立替にて、利用料と合算して請求させていただきます。

<一日の生活の流れ(例)>

